

労働者宿舎 仕様基準

平成25年8月8日 森保第645号

広域振興局の林務担当の部長及びセンター所長、林務室長 森林保全総括課長

[沿革] 平成26年8月19日森保第568号一部改定

共 通

仕 様	仕様は、本基準によるほか、「建設業附属寄宿舎規定（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舎に関するガイドライン（厚生労働省）」による標準的な仕様とする。 また、必要な設備についても設けるものとする。
耐久性	供用期間は原則として3～5年間を想定し、十分な耐久性を確保するものとする。
法令遵守	宿舎建設に関わる関係法令等を遵守すること。その手続きは、受注者が行うこと。 建築基準法上の取扱いは、建築基準法第85条第2項による仮設建築物とし、所管する特定行政庁に同法第12条第5項の報告をすること。 関係法令等…労働基準法（寄宿舎規則の届出）、消防法、電力・ガス供給、電話線引込及び上下水道接続関係等

標準仕様

配 置	複数棟を設ける場合には、隣棟間隔を4～6mとすること。
構 造	構造形式は任意とするが、各種荷重、風圧、地震の震動等に対する所要の安全性を確保するものとする。
階 数	2階建てを標準とする。
間取り	1棟当たり20室又は30室を標準とする。 共用部は、浴室、便所、洗面室、洗濯乾燥室、食事室（厨房室併設可）、くつ・雨具等収納スペースを設けること。 各室は、洋室とし、半畳程度の物入を設置すること。
面 積	一室3畳（物入除く。）程度以上とし、個室を標準とする。
断熱材	外部に面する各部位毎に所要の断熱性能を確保するものとする。 ・天井：グラスウール10K t=100mm相当以上 ・壁：グラスウール10K t=100mm相当以上 ・床：グラスウール10K t=50mm相当以上
開口部	各室の外部に面する開口部建具は、二重サッシ又はペアガラスとする。
シックハウス	使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するものとする。
暖冷房	暖冷房用のエアコンを各室に1台設置する。

必要に応じて追加する工事に関する仕様（協議により、追加計上）

給 水	受水槽については、適宜設置する。
排 水	汚水排水処理は、原則として浄化槽方式とする。
外構等	駐車場は、原則として、宿舎室数分以内の駐車スペースとする。
その他	隣地及び敷地地盤の状況等により、対策を講ずる必要がある工事

※ 上記仕様により難い場合は、受発注者の協議により仕様を定めることができるものとする。

附 則

この仕様基準は、平成 25 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この仕様基準は、平成 26 年 8 月 19 日から施行する。